

尾張旭市選挙管理委員会（平成27年第5回）会議録

- 1 開催日時  
平成27年2月19日（木）  
開会 午前10時  
閉会 午前11時5分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所 2階 202会議室
- 3 出席委員  
委員長 水野紀彦  
委員 谷口紀樹、玉置民夫、松原克代
- 4 欠席委員  
なし
- 5 傍聴者数  
0名
- 6 出席した事務局職員  
書記長 木上恒夫、次長兼係長 田中健一、書記 木村幸広、  
書記 永谷尚子
- 7 議題  
第18号議案 尾張旭市農業委員会委員選挙人名簿の調製について  
第19号議案 在外選挙人名簿の登録について  
(県議選関係)  
第20号議案 ポスター掲示場設置場所の決定について  
第21号議案 投票所の指定について  
第22号議案 期日前投票所の指定について  
(市議選関係)  
第23号議案 ポスター掲示場設置場所の決定について  
第24号議案 ポスター掲示場の区画数の決定について  
第25号議案 投票所の指定について  
第26号議案 期日前投票所の指定について  
第27号議案 投票用紙の決定について
- 8 会議の要旨

書記長	定刻になりましたので、ただいまから第5回選挙管理委員会を開催いたします。
-----	--------------------------------------

	<p>本日は、農業委員会及び在外選挙人の名簿関係及び4月の統一地方選挙関係の議案、計10件でございます。</p> <p>御審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、委員長お願いいたします。</p>
委員長	<p>改めましておはようございます。</p> <p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、次第の2「前回会議録について」でございます。</p> <p>前回の会議録につきまして、議案と併せて配布していますが、訂正等がありますか。</p>
	(なし)
委員長	<p>それでは前回会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議題」に入らせていただきます。</p> <p>第18号議案「尾張旭市農業委員会委員選挙人名簿の調製について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第18号議案「尾張旭市農業委員会委員選挙人名簿の調製について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、農業委員会等に関する法律第10条の規定により、市の選挙管理委員会は、毎年1月1日現在で農業委員会委員選挙人名簿を調製しなければならないとされております。</p>

	<p>したがいまして、1月21日付けで農業委員会から送付されました申請書に基づき、尾張旭市農業委員会委員選挙人名簿の調製を行うものでございます。</p> <p>それでは、選挙人名簿をお回しいたしますのでご確認をお願いいたします。</p>
	<p>&lt;名簿確認&gt;</p>
委員長	<p>では、第18号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第18号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第18号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第19号議案「在外選挙人名簿の登録について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、第19号議案「在外選挙人名簿の登録について」ご説</p>

	<p>明いたします。</p> <p>公職選挙法第30条の6第1項の規定により、市の選挙管理委員会は、所定の手続きにより在外選挙人名簿への登録申請をした方が、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有する場合は、遅滞なく当該申請した方を在外選挙人名簿に登録しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、議案の2枚目にあります1名の方から登録申請があり、それぞれ最終住所地と本籍地を確認しましたところ、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有すると認められましたので、名簿に登録しようとするものでございます。</p> <p>また、参考としまして、在外選挙人の登録を行いました直前の12月1日時点の登録者数、今回、2月19日現在の登録者数の内訳を資料として添付しています。全体では、今回登録する1名のかたが増えますので、52名のかたが在外選挙人名簿に登録されていることとなります。</p> <p>第19号議案の説明は以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>では、第19号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
<p>委員長</p>	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第19号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第19号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第20号議案「ポスター掲示場設置場所の決定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では第20号議案「ポスター掲示場設置場所の決定について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第144条の2第8項の規定により、県の選挙管理委員会は、条例で定めるところによりポスター掲示場を設けることができるとされており、愛知県議会の議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例第1条第1項で、ポスター掲示場を設けるとしてあります。</p> <p>設置数につきましては、公職選挙法施行令第111条の規定により、当該選挙の期日の告示の日の直近の一つ前の選挙人名簿定時登録、今回でいいますと12月の定時登録の選挙人名簿登録者数と投票区の面積によって、投票区ごとの設置数を定めることになっております。これまで本市の投票区は、霞ヶ丘投票区が選挙人名簿登録者数1,000人未満でしたが、12月の定時登録で選挙人名簿登録者数が1,000人となりましたので、すべての投票区において選挙人名簿登録者数が1,000人以上5,000人未満、投票区の面積は4㎥未満に該当し、同条の基準により1投票区あたり7箇所、22投票区で合計154箇所のポスター掲示場の設置を行うことになり、一覧表のとおり定めようとするものでございます。</p> <p>なお、前回1月に実施されました愛知県知事選挙では、15</p>

	<p>2箇所のポスター掲示場を設けましたので、2か所追加することになります。</p> <p>追加場所としましては、平成24年の市長選挙時に設置しておりました、霞ヶ丘町中101番地、及び霞ヶ丘町中137番地2でございます。</p> <p>第20号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第20号議案について、何かご質問等はありませんか。</p>
委員	<p>有権者数で決まると思うのですが、有権者数は今後変わるのではないですか。</p>
書記長	<p>直近のひとつ前の定時登録における選挙人名簿登録者数で決まりますので、県議選市議選とも、今回お示ししたポスター掲示場数に変更することはありません。</p>
委員長	<p>他にご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第20号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第20号議案は可決されました。</p>

	<p>続きますして、第 2 1 号議案「投票所の指定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第 2 1 号議案「投票所の指定について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、尾張旭市公職選挙管理規程により定められた 2 2 の投票区の投票所を下表のとおり指定しようとするものでございます。前回からの変更はございません。</p> <p>第 2 1 号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第 2 1 号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第 2 1 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第 2 1 号議案は可決されました。</p> <p>続きますして、第 2 2 号議案「期日前投票所の指定について」事務局より説明願います。</p>

事務局	<p>第 2 2 号議案「期日前投票所の指定について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第 4 8 条の 2 第 3 項の読替規定による同法第 3 9 条の規定により、期日前投票所に尾張旭市役所を指定しようとするものでございます。</p> <p>第 2 2 号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第 2 2 号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第 2 2 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第 2 2 号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第 2 3 号議案「ポスター掲示場設置場所の決定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では第 2 3 号議案「ポスター掲示場設置場所の決定について」ご説明いたします。</p>

	<p>公職選挙法第144条の2第8項の規定により、市の選挙管理委員会は、条例で定めるところによりポスター掲示場を設けることができるとされており、尾張旭市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例第1条で、ポスター掲示場を設けるとしています。</p> <p>設置数につきましては、先ほどの第20号議案で御説明いたしました愛知県議会議員一般選挙の場合と同様、12月の定時登録の選挙人名簿登録者数及び投票区の面積を使用いたしますので、22投票区で合計154箇所のポスター掲示場の設置を行うことになり、一覧表のとおり定めようとするものでございます。</p> <p>第23号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第23号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第23号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>続きまして、第24号議案「ポスター掲示場の区画数の決定について」、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>では第24号議案「ポスター掲示場の区画数の決定について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第144条の2第8項の規定により設置するポスター掲示場の区画数について、尾張旭市の議会の議員及び長の選挙におけるポスターの掲示場に関する規程第3条第1項の規定に基づきまして、33区画と定めようとするものでございます。</p> <p>なお、掲示場の形態は、規程で2段と3段の形が様式で定められており、それらに準じて設置すると規定しておりますので、今回は3段のものとし、上段右端を「1」とし順次下段へ「2」「3」とし、次いで左へ上段から下段に番号を付し、以後、同じ方法により33番までを配列するものでございます。</p> <p>第24号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第24号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員長	<p>先ほどの議案名称と同じような気がしますが、この議案の名称「ポスター掲示場」というのは合っていますか。「ポスター掲示」とするべきなのではないですか。</p>
事務局	<p>先ほどの議案はポスター掲示場の設置場所についてございまして、ポスターを掲示する板そのものがポスター掲示場でございます。</p>

委 員	前回選挙時の区画数はいくつですか。
書記長	前回、平成23年の時も同じ33区画です。
委員長	<p>他にご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第24号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第24号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第25号議案「投票所の指定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第25号議案「投票所の指定について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、尾張旭市公職選挙管理規程により定められた22の投票区の投票所を下表のとおり指定しようとするものでございます。前回愛知県知事選挙、また直前の愛知県議会議員一般選挙からの変更はございません。</p> <p>第25号議案の説明は以上です。</p>

委員長	では、第 2 5 号議案について、何かご質問等はございませんか。
	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第 2 5 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手 (原案可決)
委員長	第 2 5 号議案は可決されました。 続きまして、第 2 6 号議案「期日前投票所の指定について」事務局より説明願います。
事務局	第 2 6 号議案「期日前投票所の指定について」ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法第 4 8 条の 2 第 3 項の読替規定による同法第 3 9 条の規定により、期日前投票所に尾張旭市役所を指定しようとするものでございます。 第 2 6 号議案の説明は以上でございます。
委員長	では、第 2 6 号議案について、何かご質問等はございませんか。

	か。
委員	市役所1階ロビーでの期日前投票は、何度行いましたか。
書記長	平成25年の参議院議員通常選挙からですので、先日の愛知県知事選挙で3度行ったこととなります。
委員	投票者数はどう変化していますか。
書記長	愛知県知事選挙では減少しましたが、投票者数は増えてきています。
委員長	他にご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第26号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第26号議案は可決されました。 続きまして、第27号議案「投票用紙の決定について」事務局より説明願います。

事務局	<p>では第27号議案「投票用紙の決定について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第45条第2項の規定により、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の投票用紙の様式は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定めることとなっており、尾張旭市公職選挙管理規程においてその様式が規定されております。</p> <p>また、同規程において投票用紙の色及び様式の調製方法については選挙の都度、選挙管理委員会において定めると規定されておりますので、平成27年4月26日執行の尾張旭市議会議員一般選挙において、点字投票によらない投票用紙の色を白色と定め、様式を下図のとおり片面印刷によるものとするものでございます。併せて、点字投票による投票用紙の色を桃色と定め、様式を議案裏面の図のとおり定めようとするものでございます。</p> <p>第27号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第27号議案について、何かご質問等はありませんか。</p>
委員	<p>県議会議員選挙の投票用紙は何色ですか。</p>
書記長	<p>白色です。</p>

委 員	県議選でも白色で、市議選でも白色ですか。
書記長	投開票日が異なりますので、問題ありません。
委 員	どこで印刷しているのですか。
書記長	この選挙管理委員会で様式の議決をいただいた後、入札となりますので、どこで印刷することになるのかまだ分かりません。
委員長	他にご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第27号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手（原案可決）
委員長	第27号議案は可決されました。 本日の議題は、これで以上ですが、事務局から何かありますか。
事務局	○ 次回日程確認

	<p>尾張旭市議会議員一般選挙立候補予定者説明会 平成27年2月25日（水） 午後2時から 講堂</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成27年度の予定について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県議選、市議選、市長選あり</li> <li>・ 全選連等総会案内</li> <li>・ 市長選の日程について、4月以降相談</li> </ul> </li> <li>○ 直接請求 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1,862人分の署名を審査</li> <li>・ 平成27年2月25日に署名審査をお願いしたい。 →午後6時30分から</li> <li>・ 今後の事務の流れを説明</li> <li>・ 法定署名数は1,306人</li> </ul> </li> <li>○ 統一地方選挙に向けた啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標語及び書道作品を選定</li> </ul> </li> </ul>
<p>委員長</p>	<p>それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。</p>